国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』 請求記号 す-53

黒本尊縁起

す
53

53

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

中村佛庵真蹟黒本尊縁起

末附出數業　市谷書院孫賢

明治五年六月裝潢

す-53

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

護國殿黑本尊

中村佛庵

護國殿黑本尊阿彌陀如來緣起

芳山

中村佛庵真蹟黑本尊縁起

末附小品數葉

市谷書院孫賞

明治五年一六月裝潢

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

帝国図書館蔵

護國殿黑本尊
阿彌陀如來緣起

當山護國殿不安置ノ奉ラ
黑本尊ノ阿彌陀如來ノ立像
御長二尺六寸惠心院僧都ノ
四作ナリ慈顏圓滿十相具足
靈驗あらたなる尊像ノ當寺
三河国碧海郡寺村明眼寺

中村入道佛養

国立国会図書館　タイトル『黑本尊縁起』　請求記号 す-53

三河国碧海郡琴子村明眼寺
年号不詳古寺にして歳月を暦ること
久しく粧飾乃ち泥金香烟り
薫ずるが如し世人
挙て黒本尊と稱奉るなり
或説に源九郎義経の持念
仏なりしより九郎黒と
なるなり然り九郎黒と云
称呼なるべきの説なり
永禄年中　神君岡崎御在城
の時一向門徒蜂起乃
至御城に麾下の群臣其宗旨を
奉ずるの者多し故に城造の

奉ること[illegible]の[illegible]なれば[illegible]謝[illegible]

て多く賊徒を[illegible]力[illegible]合せ[illegible]恩

其兵凱旋[illegible]盛[illegible]て[illegible]年

[illegible]恩[illegible]神君[illegible]

御[illegible]馬[illegible]賊徒を[illegible]明眼

寺[illegible]御先代[illegible]由緒[illegible]

[illegible]寺[illegible]御旗を建て

神君御弱年[illegible]昔大高城

[illegible]岡崎御入城の時

[illegible]大樹寺立[illegible]登興

上人[illegible]浄土の勧誡を更[illegible]

深く彌陀を信[illegible]浄土宗の

安[illegible]

安堵を定めらるる處に尾張
の兵勢俄に御方を
離し奉り大樹を心ざ
し奉り御方戰基雜兵等
寺僧祖道房寂を勵
まし奉り登譽上人僧徒を伴
厭離穢土欣求淨土の旗を揚
林中より起り敵伏兵の
有りし事は登譽引退遠
靜謐なりしも弥陀法
佛力擁護なる事

靜謐なるかゆゑに弥陀佛
佛力擁護ゆゑに
黒本尊の賊徒降伏
乃事を以て乃ち
得たる利生
逆徒降伏して
謀者
神君元より黒本尊に深歸
侍ゆゑに
其擁護ゆゑに
世本尊を元和佛と
思ひ住持念蓮
毛髮初めの稱
外ち院
神君

初めの神君
外ゟ院へも参らせ願ひ
疑念を抱き心請申さ所に尊三
世の願望にて御自業にて拵仏
す安置奉り作さし
参る念願成就奉る像
拵奉る
神君大
仮堂より御仏殿へ安置
朝夕礼拝を怠らず
御自筆の御書
藏めて傳へ
神君命ぜられて字音ゟ
妙源寺ゟ改名仕る

妙源寺殿ニ改名ナリ

高野ノ行滝ヲ請テ品ヲ[illegible]

御屋敷ニ庭相ノ為ニ[illegible]先書

下ノ石作ヲ[illegible]

[illegible]ノ為ニ進ス[illegible]

[illegible]家康ノ仏像ノ令安置

[illegible]

二月廿日　家康判

明眼寺

其後　神君御屋敷ヲ移シ[illegible]

度ニ不[illegible]像ヲ常ニ奉ル御身ヨ

随ノ[illegible]濱松御城ノ時夜半

一人ノ童子刀ヲ持テ御寝所ヲ

一人乃童子乃夢に枕を
霊しめさるゝあり之前より宮
神君乃御夢枕なるべしと教
其あやまり事なり
長谷寺の所の
我なり（まゐりの）
告たまふ
神君参詣
を覚され即時に仏殿に万
心ゝに謹念の彼童子
かくもあらばと御寝所（悪霊）
仏教のうへ二万三万刹
修行ゝ
修験ゝけるに物音を聞せられ

相模へ下りて物音を聞せられ
宿主の者ども起き騒ぎ加藤
彼者驚起て彼を捕捕
問ふに童子立ち所に某武田
家の者なり曽我勝頼の密命を
受け縁を求めて此所に来
住る潮よ近つよ寄ることを
かなの侍ひ少く首を刎る
為なり白状する人を斬よいと
なる罪科なの霊せらる物さきに
ものなれば 池
沙頼亀なる 神君なるはず
此なる少年の魂

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

沙頭亀ヲ[illegible]此ヲ少年の歟
以テ不測の讒中ニ入主君乃
多ク小功ヲ立ルと雖其罪
死ヲ顧ミズ剛勇と謂ヘシ
且人吾ヲ君の為ニ何ヲ罪
屋ヲ毎ヤ速ク甲府ニ送ラ
ハヲ毎ヲ人ヲ形ヲ送
[illegible]ヲ所勝頼大ニ怒[illegible]
讒味方ヲ毎

神君寛仁大度
乃御徳ヲ称[illegible]像ヲ
奇特の[illegible]中ニ[illegible]事ヲ
思ヒ[illegible]

神君[illegible]
元和の大坂陣車[illegible]

思召て　神君
元和初の大坂陣
中時も黒山存應上人の上足弟子
廓山子の所作命ぜられ尊像を
御陣中に奉せる戦既に酣なる
今日敵兵多勢にて茶臼山御陣
営を目当てして競ひ進むの一の事
防戦を能成ひ給ふの法師
武者黒系威の具足にて右往左往
往き敵兵を切り回り
働き尋常なる敵兵遂に引退
今日山法師誰るかなを出る為
人まあやまりこと戦ひて　神君

人あり（し）戰（た）て　神君
尊像の廟を出て遁走
ありし　三尊像遍身汗出
出ずるを　我の時の清水
金仏の化身なりと　有難
毎月　四日　信仰
ひく霊験あり　天下一統の後　江戸
御居城　古御院殿（家康）
駿府御隠居　時　尊像
を奉　仏殿　安置　日課
念仏　怠りなく　神君

念仏 怠りなく勤めあげる 神君

御霊集八十[illegible]及ぶ四とせ

思召しあるにて 等身の御寿像を造

[illegible] 職方 [illegible] 御前 [illegible]

御面貌 御骨相 御衣紋 [illegible]

[illegible] 御寿像 [illegible] 四座

[illegible] 置 [illegible] 常 [illegible] 御前 [illegible] 御髪

[illegible] 御體中 [illegible] 収 [illegible]

御寿像と鏡の御影 [illegible]

神君 [illegible] 厳命 [illegible] 我 [illegible]

[illegible] 尊 [illegible] 離 [illegible]

後 奉 [illegible] 及 我 像 [illegible] 子孫 廟所

[illegible] 地 [illegible]

法ハ本尊ト及ビ我像ト子孫廟所
ヲ定メ給ヒ地ヲ絶シ給ヒシ事
神君江戸ニ御入城の時より當山
存應上人（歸依）慶長五
年関ヶ原御陣の時各為上人
御塔四（五十）念を安させ給ふ
先代三州岡崎在城の時大樹
寺登營上人（ヲ）十念を安さ
ゆ先例なり其ゆへ當山
天上天下唯我獨尊の法問命ぜ
大宿集り上ゝ御勝利の御祈願
関ヶ原戦御利運ゆへ慶長年
神君征夷大將軍ニ任ぜらる

慶長年中
神君征夷大將軍ニ任セラレ
同十年御職ヲ解セラレ
大御所
征夷大將軍ニ任セラレ同十年
神君台命ヲ以テ存應上人（善光
觀智國師ノ号ヲ
勅許ス
神君駿城ニ薨御ス
後御ノ尊像并黑本尊ノ
御城ニ安置ス
三緣山
御宮殿造營ノ
安國殿ト唱奉ル
國家ノ
大御所ノ
寛永年中
大猷院殿
嚴命

寛永年中　大猷院殿厳命
[illegible]丸[illegible]今の御場所を
宮殿の造営[illegible]
基[illegible]重無二の御像[illegible]
万一火災[illegible]
深く思召[illegible]事[illegible]
御本殿は日本六十六ヶ國を表
[illegible]六中六[illegible]の席を御際の
下に[illegible]王城鎮護を
形[illegible]表示[illegible]御拝殿
鰐口[illegible]須彌壇上に佛具を莊
[illegible]本迹一理の旨を顯し
神佛両部[illegible]御宮造[illegible]なり[illegible]

[illegible]本述一理の古を顯し
神佛兩部[illegible]御宮造なり駿堂
より移す所の如在の思ひを盡
さむ為に結構いとけなきやう
まして神像の高さを仰き奉る
黒木なる[illegible]なる[illegible]
台德院殿[illegible]具[illegible]
御殿間に安置[illegible]元俗給仕[illegible]
汚穢乃至[illegible]新造
[illegible]佛殿を御城平川門[illegible]
深川本誓寺西宗法大養寺(令[illegible])
番上[illegible]齋供[illegible]御祭祀
[illegible]由其後命あり緣山
本堂[illegible]

之に由て後命あて緣山
本堂山門まで松原の地に御堂
を建て護念堂と稱ず其
後延享五年命あて本尊
を南御所に間に御座をかま
へ遷しまいらせ又寶暦年中
經藏を外の地に移し其跡
殿堂御造營ありて護國殿
と名付尊像を安置奉る
即今の護摩堂是なり兩部
神道の說各神皆本地佛
なり 神君 東照宮
勅命の旨を御一生隨身

勅命にしたがひ御一生隨身
するの願ひをもて本尊を御
本地佛と仰奉るなり
神君安國創業の主たまふ
安國殿と仰ぎ奉り御生涯
なほ護國護國佑命の御佛
なるを護國殿と仰ぎ奉る嗚呼
靈佛もう形を惠心僧都の
彫刀に形を影を横川の水に
宝の後素濟渡の機緣
不磨の跡を三河の一刹に
のこし塗飾の泥金を烟霞

[illegible]三河の一郡を[illegible]
[illegible]塗飾の泥金を烟[illegible]
黒本尊[illegible]歸[illegible]歳月
[illegible]明眼寺幸[illegible]
神君御領地[illegible]一向門徒
輝起の事[illegible]　神君
御譲[illegible]建[illegible]御祈請を懇[illegible]
霊佛擁護の力[illegible]施[illegible]
[illegible]隨身[illegible]持[illegible]佛[illegible]
[illegible]皆是無量不可思議
隨縁奇遇[illegible]事[illegible]
[illegible]剛國の創業[illegible]
百歳[illegible]後[illegible]本地

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

後醍醐國の創業をなされ
百歲の後も存ぜしめ本地
佛と仰ぎ神と仰ぎ三緣山の
寺院殿堂莊嚴して
供養の威儀を極めなる
一山の衆徒會集して天下
太平國祚長久の御祈禱を
怠らざる靈驗のしるし
誰か仰ぎ奉らざる哉
しかれども其由を尋ね
奉るなり

文政三庚辰年七月 僧圓忠 日

奉[illegible]

文政三年庚辰七月僧自恣日

前御畳大工清村彌兵衛景蓮

入道仲庵記

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』　請求記号 す-53

太平廣記巻之四百五十一　三葉右狐部第五　劉象愛傳

曰唐劉全白説云其乳母子象愛少時好夜
中捋網断道取野猪及狐狸等全白莊在岐
下後一夕衆於莊西數里下網已伏網中以
伺其至暗中聞物行聲覘見一物伏地窺網
因爾起立變成緋裙婦人行而違網至象愛
車側忽捉一鼠食象愛連呵之婦人忙遽入網
乃捧之致斃而人形不改象愛及疑懼恐或是
人因和網設漚麻池中夜還覗父母議及明
擇家欲潛逃去象愛竊云寧有婦人食生鼠此
必狐耳復往麻池視之見婦人已活因以大
斧自腰後斫之便成老狐

ほんなるゝ所きかもひよ知つるをうみて
大智度論巻之七　九葉　曰一切煩悩結縛心
故盡名為纏煩悩者能令心煩能作悩故名
為煩悩
えんもんなるゝ所ひよ知つるをうみて
瑜伽師地論第十一　五葉　曰女人身上八處
所損可愛淨相由此八處女縛於男所謂歌
舞笑眸美容進止妙觸就禮
志ゝゝふ道乃さはりハさえぐ月　良
雜阿含經第五十　卅葉　曰去林不遠有撞山
田時有盜者夜偷其瓜見月欲出而説偈言
明月出莫出　待我断其瓜　我持瓜去

ほんまて友ゝ乃ゝ
稲荷と称して
下総國飯沼の
ゝも岩ゝ國し
藏王ゝゝ

[illegible]

志ひらふ道乃さとりハさえて月こそ
雜阿含經第五十　卅葉　曰去林不遠有橦山
因時有盜者夜偷其山見月欲出而說偈言
明月出莫出　待我斷其山　我持山去

以ますて友乃家乃方乃ものー　乃り今伯義を
稲荷と称しして能するとこ元来此狐も
下総國飯沼みあるものしるとり　引ちある
ものも皆な因ー紀ものありとふ
藏主とも
百丈清規下巻二葉左　曰知藏職掌經藏兼
通義學凡看經者初入經堂先白堂主同到
藏主相看到則藏主置簿照堂司所排經
單列名逐函交付看畢照簿交收入藏庶
無散失
塵添壒囊抄第四　廿八葉左　稗　家名目事條　曰經藏ヲ預
ヲ藏主ト云

さらに四足ものの狐ハ
とまりあふらやもとりあふらくとあ
ろろ乃ものこの事
往言記第二條五葉左第二　吼　嘴曲　曰狐山たること
家乃鼻乃さ紀ものもいあるとき紀きやうを
竹乃さ紀ものもの　鯛　ものの所あ千ものさ
る此のさ紀の紀ものもの狐ものくひあるもの
ものもいあること　縄ものもものもの　はもの
つたくものこの事乃えあるもの
さる
枕葉巻之一　左早舟葉　曰竹ものもの
ものもいあるもの

開根氏葦名
總太郎

青八月二十九日制剃氏開九雇
来告今朝某葦一子蕙

精美
品四

精美
品四

大
小
黄
黄
黄

蔣法精造筆品

唐毫水筆
兎毫水筆
黄鼠水筆
小文諸筆
大書諸筆
筆管諸品

蒙氏為祖蔣家傳
東邦之製其法不同 我家
々選取則杜彼挂牌待顧
已有年所擇材應需之量
自由老店拓牌 諸君幸認

謹好者 高麗慶藏□□

国立国会図書館　タイトル『黒本尊縁起』請求記号 す-53
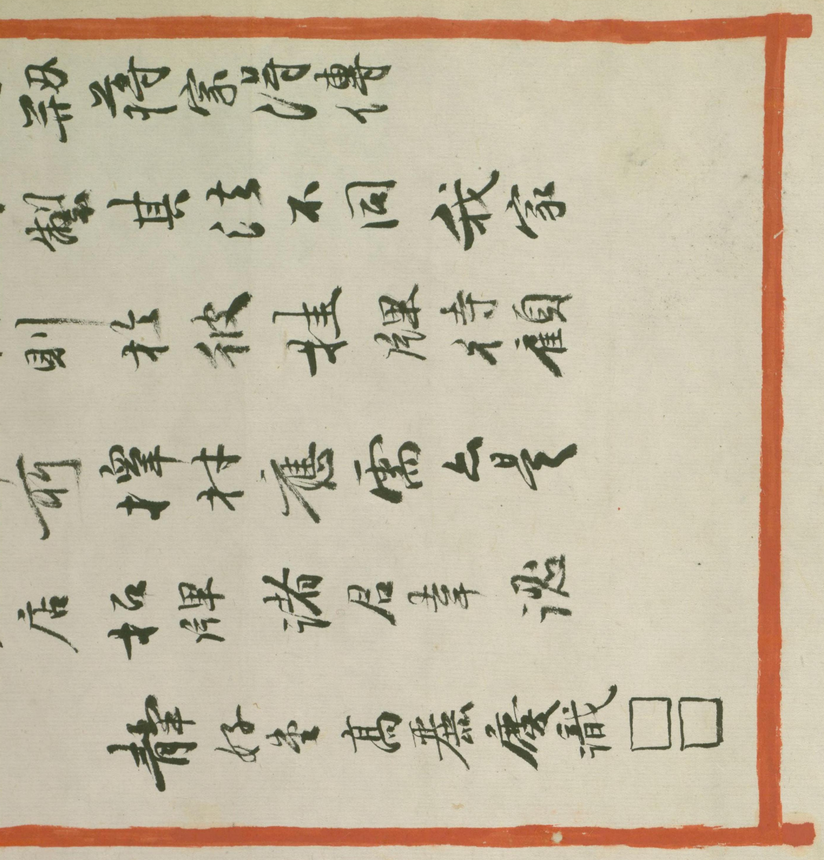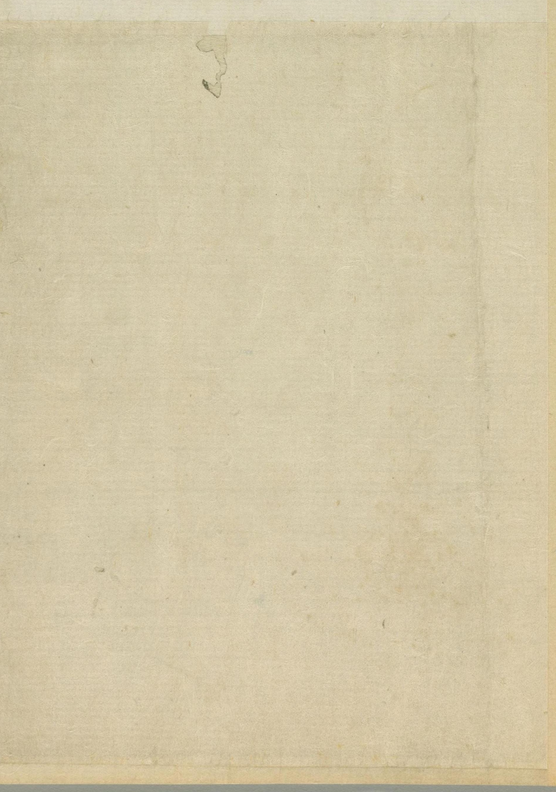
国立国会図書館　デジタルコレクション『黒本尊縁起』請求記号 す-53